

令和5年度 第10回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和6年1月11日（金） 15時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子
（教育委員）川原 悟 （教育委員）長下亜希
（教 育 長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）遠岳祐二
（指導主事）山口 厚
- 欠席者： —
- 教育長挨拶
- 議題
 - （1）議事録の承認について

（2）専決処分報告

報告第1号 専決処分に関する報告について
(外国語指導助手の中途退職について)

（3）議案審議

議案第24号 東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例の制定について
議案第25号 東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例施行規則の制定について

議案第26号 東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第27号 外国語指導助手の学校配置先変更の承認について

（4）報告事項

- ① 令和5年度体力・運動能力調査結果について
- ② 12月行政報告
- ③ 1月行事予定

（5）その他

- ①臨時教育委員会の開催について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

新年の挨拶、また1月3日開催の二十歳を祝う会出席へのお礼を述べ、その他1月5日に開催した定例校長研修会での資料をもとに始業式からの児童生徒の出席状況の報告、また指導内容として、インフルエンザ予防対策、冬休み明けのきめ細かな指導と情報共有、教育課程の実施状況報告や12月の町学力調査の検証と学力向上対策、次年度でのG I G Aスクールに係る構想と日本財団による「琴の海天女伝説」の民話のアニメーション化などを紹介し、挨拶があった。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

議事録の承認について、事前に送付していました11月2日開催の第8回定例教育委員会の議事録の内容の確認を行い、2名の教育委員から脱字及び誤字の修正意見があり、字句の修正部分を口頭で説明のうえ訂正をお願いした。

なお、その修正した内容をもって承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

修正内容もって、承認を受ける。

（2）専決処分報告

報告第1号 専決処分に関する報告について

教育次長

東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則第1条及び第4条に基づき専決処分を行いました。また同規則第5条に基づき、その事務処理内容の報告となります。

今回の内容は、外国指導助手の任期途中の退職という内容であり、令和5年1月30日付をもって任期途中で退職をしたい旨の願いがあり、中途退職についての専決処分をしたものです。

山口委員

ALTの学校配置については、例えば1年で変わるとという取り決めがありますか。

教育長

任期は1年単位で1年毎に更新しますが、どこに配属するかは学校長の意見も

聞き、教育委員会で協議して配置校を決め、辞令交付を出し、1年更新で対応しております。

総務係長

最初の勤務説明の中でも、1年で変わる場合もあることは説明しています。

教育次長

配置先についての配慮としては、ALTの希望を聞きながら、それに沿うような対応も図っているところです。

(3) 議案審議

教育長

これから議案の審議を行います。

議案第24号、東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例の制定についてを議題として審議を行います。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第24号 東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例の制定について、説明をいたします。

東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例を別紙の通り制定したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由は、東彼杵町立学校に在籍する児童生徒の事故に関し、いじめの事実や東彼杵町教育委員会がとるべき措置、その他の事項について、第三者による調査及び検証を行う附属機関を設置する必要があるため、東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例の制定に係る議会の議決を経るべき事項について、教育委員会の承認を求めるものです。

条文内容について説明します。

(議案書をもとに、条文の内容を説明する。)

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

第3条の第2号の「児童等」とは、「児童・生徒」と解釈してよいのですか。

教育次長

その通りになります。「児童等」とは、第1条に規定しております「東彼杵町立学校に在籍する児童・生徒」を指します。

川原委員

委員の報酬は、記載のとおりの日額80,000円で、間違いはありませんか。

教育次長

この日額の設定については、委員には弁護士が入りますが、弁護士の報酬は、

日弁連が示す第三者調査員委員会での弁護士報酬の指針は、30分5千円から1万円程度とされており、その指針を参考に時間1万円として1日8時間の日額8万円以内として設定しています。

特に、弁護士においては、弁護士業として、調査委員会の委員となれば、他の弁護士業務ができなくなりますので、当然そこに見合うものとして、補償する必要があるということで日額8万円という設定です。

また、学識経験者については、医師の場合、病院経営者であれば、日額8万以内で、その業務を補償する内容で、他の勤務医で給与がある場合には、その様なことを十分考慮した中で、半額4万円とかになろうかと思います。

川原委員

第3条での調査委員会の委員と第6条の調査員との違いはどのようなことですか。

教育次長

第3条の調査委員会の委員は、教育委員会の諮問におうじて第2条の所掌事務の全体の調査と審議にあたります。

第6条の調査員は、調査委員会の指示により、委員の代わりに特定的な調査のみを行ってもらい、特に聞き取り調査等で、ある程度、専門的な経験を持った方を調査員として配置するものです。

川原委員

委員は6人以内となっていますが、どの様な方が委員として想定されますか。

教育次長

事案によりますが、4人から5人程度を想定しており、最大6人となります
が、事案によって夫々の分野にかかる職能団体等に推薦を依頼し、中立・公正を
図る必要があります。

教育長

他に、質疑ありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

無いようでしたら、質疑なしと認めます。

それでは、議案第24号、東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例の制定についての承認を求めます。

お諮りします。原案の通りで、異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。従いまして、議案第24号、東彼杵町いじめ等に関する

調査委員会設置条例の制定については、審議の通り承認することに決定します。

なお、本件は議会の承認が必要ありますので、町長に対して、議案として議会に上程されるよう申し入れることといたします。

次に、議案第25号、東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例施行規則の制定についてを議題とし審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第25号、東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例施行規則の制定について、別紙の通り制定することについて、教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由です。東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例第10条の規定に基づき、東彼杵町いじめ等に関する調査委員会の運営に関し必要な事項を規則に定める必要があるためです。

条文内容について説明します。

(議案書をもとに、条文の内容を説明する。)

教育長

これから質疑を行います。

教育長

第9条について、「事務局は、教育委員会総務係に置く。」とありますが、今いる職員に担当を任せる方法と、新たに他の部署から人員を増やして、その役割を任せるという方法がありますが、その辺はどうなのでしょうか。

教育次長

現状の職員で行うことになります。

第9条第2項の内容は、補助執行となりますので、代行させることではありません。

教育委員会は、首長から独立した教育行政の執行機関ですので、教育委員会内で対応する必要がありますが、状況によっては、地方自治法により町長と教育委員会が協議して、首長部局から職員支援を受けることができますので、事務局の部分的な業務支援は可能と思われますが、全ての業務を一任することは難しいと思われます。

教育長

調査委員会が設置された間だけですが、先ずは、今いる教育委員会の職員が対応しなければならないということですか。

教育次長

その様になりますが、事務局の運営上で何か支障がある場合に、第2項では、「調査委員会の意見を聴いて」とありますので、教育委員会事務局職員が行うことには何か不都合な事項について、事務局を東彼杵町総務課長又は町長が指名するものに補助執行させることができるものと思われます。

よって、首長部局から職員が派遣されることではないと考えております。

教育長

現在、総務係は1名ですか。

教育次長

総務係は2名ですが、総務係長は学校教育係長を兼務しております。

教育長

担当は1人と限定せず、職員内で対応ができるということでしょうか。

教育次長

事務局の担当職員としては、極端に言えば、社会教育係まで含めての教育委員会職員内での対応は可能と思っており、教育長の事務委任の専決事項として対応が可能です。

また、事務局が対応する業務として、調査委員会開催に係る事前調整として各委員の方々の日程調整、会場準備、会議録作成などになります。

川原委員

第10条で「委員長が委員会に諮って定める。」とありますが、条例では教育委員会でしたが、規則ではこの委員会は調査委員会のことになりますか。

教育次長

その通りです。規則では、調査員委員会になります。

教育長

他に質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

無いようでしたら、質疑なしと認めます。

それでは、議案第25号、東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例施行規則の制定についての承認を求めます。

お諮りします。原案の通りで、異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

それでは、異議なしと認めます。議案第25号東彼杵町いじめ等に関する調査委員会設置条例施行規則の制定については、審議の通り承認することに決定します。

教育長

次に、議案第26号、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、議題とし審議を行います。

なお、議案第26号は、人事案件であり個人情報を含みますので、会議を非公開とし、議事録に審議内容の詳細を記載すること省略してよろしいか伺います。

教育委員全員

異議無し

教育長

全員異議なしと認め、この審議は非公開として、これから議案の審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第26号、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、東彼杵町学校給食共同調理場の設置に関する条例第4条第2項、並びに東彼杵町学校給食センター管理運営規則第9条の規定に基づき、次の者を東彼杵町学校給食センター運営委員会の委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるもので、提案の理由は、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、改めて委員を委嘱する必要があり、本案を提出するものです。

(教育次長が資料により説明する。説明内容及び審議の詳細は省略)

教育長

それでは質疑を行います。

川原委員

運営委員会の中で、現場のスタッフの給食センター所長が入っていませんが、規則第9条に関係して、どうなりますか。

教育次長

ご指摘のように、給食センター所長が組織構成に入りますが、現在、教育次長が所長を兼務しております。

役職名には、教育次長兼給食センター所長と修正させていただきます。

山口委員

P T A代表はP T A会長になっていますが、年度毎に交代されるようですが、その場合にはどうなりますか。

教育次長

条例第4条第3項の規定により補欠委員の任期は前任者の残任期間になりますので、新年度での役員交代の場合には、新年度の会長に代わり、任期が2年間となりますので、残任期間を新たな方に委嘱することになります。

教育長

他に質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

無いようなので、質疑なしと認めます。

それでは、議案第26号、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についての承認を求めます。

お諮りします。提案の通り承認することにご異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

それでは、異議なしと認めます。議案第26号、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、審議の通り承認することに決定します。

次に、議案第27号、外国語指導助手の学校配置先変更の承認について議題として審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第27号、外国語指導助手の学校配置先変更の承認について、学校指導助手の学校配置を変更するため、教育委員会の承認を求めるものです。

先程の報告第1号に関連する内容です。外国語指導助手の中途退職により彼杵小学校はALTが不在の状況です。

なお、千綿小学校に配置したALTには、千綿小を3日間、東彼杵中学校にも週2日と兼務してもらっていますが、このALTに中学校の対応を一旦取り止めて、彼杵小学校を兼務してもらおうと考えています。

については、現在の東彼杵町立東彼杵中学校の勤務を解いて、現行の東彼杵町立千綿小学校勤務を兼ねて東彼杵町立彼杵小学校勤務を命ずるものと変更するものです。

配置先の期間は令和6年1月4日から令和6年7月31日までなります。

説明は以上です。

教育長

これから質疑を行います。

橋本委員

東彼杵中学校でのALTによる授業時数は減ることになるのですか。

教育次長

そのようなことになります。

総務係長

欠員補充は直ぐにはできませんので、しばらくこの状態です。

なお、今、追加の申請を行っているところです。また現在の2人については、次年度も継続の意向を示してくれました。

教育長

他に質疑ありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

質疑なしと認めます。それでは、議案第27号、外国語指導助手の学校配置先変更の承認についての承認を求めます。

お諮りします。提案の通り承認することにご異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

それでは、異議なしと認めます。

議案第27号、外国語指導助手の学校配置先変更の承認については、審議の通り承認することに決定します。

以上で議案の審議を終わります。

(4) 報告事項

① 令和5年度体力・運動能力調査結果について

山口指導主事

資料により、調査結果の報告及び説明を行う。

山口委員

中学校の部活動の状況はどうでしょうか。

教育次長

部活動に入っている生徒は、生徒170名の内、141名で8割が入っている状況です。うち121名が運動部です。

山口委員

数値として、非常に中学2年生が低いようですが、何がありますか。

山口指導主事

1年の去年も割と悪かったが、さらに悪くなっています。1年時には、ほぼ全員が入部しますが、その後辞める子が出てきます。そのような影響もあるのではと思います。

橋本委員

去年も低かったということは、去年は1年生が低かったということですか。

山口指導主事

去年も低い状況で、今2年生になっても低い。また来年になっても低い可能性もあります。

この調査は5月に実施されており、1年前の体力になります。この1年、例えば頑張っておけば、上がっている可能性はあります。

中学校での体力向上の取組みでは、登校して朝から走ったり体操をしたいりとか運動に親しませる活動を行っているとのことであります。

長下委員

部活に入っていても、練習に行っていない生徒も多いと聞きます。また練習前には走るなども無いように感じます。

② 12月行政報告

(※終了予定の17時を既に経過していることから、報告説明を割愛し、後程、資料に目を通してもらうことの了承を得て、次に進める。)

③ 1月行事予定

(※終了予定の17時を既に経過していることから、説明を割愛し、後程、資料に目を通してもらうことの了承を得て、その他の事項に進める。)

(5) その他

① 臨時教育委員会の開催について
教育次長

1月25日に予定していた臨時教育委員会については、協議事項としていた令和6年度教育支援委員会審査結果に係る審議案件が無くなった旨を説明し、中止とすることを報告する。

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を2月5日（月）の15時から開催することに決定する。

17時15分閉会

議事録署名

令和6年3月6日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人